一般社団法人全酪アカデミー

賛助会員規約

令和3年8月16日 施行

(本規約の目的)

第1条 本規約は、一般社団法人全酪アカデミー(以下「当法人」という)の定款 第5条第1項第2号に基づく賛助会員制度について定める。

(賛助会員)

- 第2条 当法人の賛助会員は、当法人の目的及び事業に賛同して、指定する手続き に基づき賛助会員への入会を申し込み、理事会にて入会を承認された農業団体 等とする。
 - 2 賛助会員は、当法人の総会における議決権その他正会員の社員としての地位 に基づく権利を有さない。

(協力体制)

第3条 当法人と賛助会員は、当法人の研修生の希望に基づく新規就農が実現するよう、協力して当法人の活動を推進するものとする。ただし、当法人は新規就 農の実現について、賛助会員に対して何らの責任を負うものではない。

(入会の手続き)

第4条 当法人の賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人 に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会申込みの不承認)

- 第5条 当法人の賛助会員になろうとする者が、以下各号のいずれかに該当する場合、当法人は入会申込を承認しないことがある。
 - (1) 入会申込書に、虚偽の記載があった場合。
 - (2) その他、当法人の理事会が賛助会員と認めることを不適当と判断した場合。 (年会費及び就農時負担金)
- 第6条 賛助会員は以下に定める年会費及び就農時負担金を納入する義務を負う。
 - (1) 年会費 10,000円/年(不課税)
 - (2) 就農時負担金

当法人の研修生が賛助会員の所在する地域に就農等した際、賛助会員は以下の当法人への研修生の在籍期間によって定める就農時負担金を納付しなければならない。

研修生の在籍期間	就農時負担金(不課税)
1年未満	500千円
1年以上~2年未満	1,000千円
2年以上	2,000千円

2 年会費及び就農時負担金は、当法人発行の入会承認書、又は請求書に基づき、 その発行から3か月以内に一括で以下の口座に振り込むものとする。

金融機関 農林中央金庫 本店(958)

口座番号 普通預金 0001219

口座名義 一般社団法人全酪アカデミー

3 賛助会員が既に納めた年会費及び就農時負担金については、その理由のいか んを問わず、これを返還しないものとする。

(有効期間)

- 第7条 本規約に基づく賛助会員資格の有効期間(以下、「賛助会員期間」という。) は入会承認日から入会年度の3月31日までとする。
 - 2 賛助会員期間満了日の1か月前までに、賛助会員から当法人に対し、退会届 を提出した場合を除き、賛助会員期間は1年間自動更新されるものとし、以後 も同様とする。

(変更の届出)

- 第8条 賛助会員はその団体名、代表者氏名、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。
 - 2 賛助会員が、前項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第9条 賛助会員は、定時社員総会の1か月前までに所定の退会届を提出することにより、定時社員総会の終了時点をもって退会することができる。なお、退会から6か月以内に当法人の研修生が就農等した場合、退会した賛助会員は就農時負担金の支払を免れない。

(除名)

第10条 賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為を し、若しくは賛助会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があ るときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第1項に定め る社員総会の決議によりその賛助会員を除名することができる。

(賛助会員の資格喪失)

- 第11条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2)解散したとき。
 - (3) 年会費若しくは就農時負担金を2年以上滯納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5)総正会員の同意があったとき。

(禁止事項)

第12条 賛助会員は、当法人による活動に関して、以下各号に掲げる行為を行っ

てはならないものとする。

- (1)他の賛助会員、正会員、従業員(研修生を含む。以下同じ。)、その他 第三者又は当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、若しくは侵害 するおそれのある行為
- (2)他の賛助会員、正会員、従業員、その他第三者又は当法人に不利益や損害を与える行為、若しくはそれらのおそれのある行為
- (3)公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 当法人の運営・活動を妨げる行為又は信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、又はその準備を目的とした行為
- (7) 当法人の新規就農を希望する従業員に対する酪農就農以外の勧誘行為
- (8) その他、当法人の秩序を乱す行為又は当法人の運営上不適切と判断される行為

(賛助会員の協力事項)

- 第13条 賛助会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守する他、以下各号の事項について当法人の事業運営に積極的に協力しなければならない。ただし、個人情報の保護に関する法律その他法令に定められた条件を遵守するものとする。
 - (1) 当法人に対する新規就農希望者の情報提供
 - (2) 当法人に対する契約農場の紹介
 - (3) 契約農場から給与負担金の徴収及び当法人への給与負担金の納入
 - (4) 契約農場での研修進捗状況の報告
 - (5) 就農候補地の情報提供
 - (6) 就農候補地の視察受入
 - (7) 就農候補地の農地、畜舎、乳牛等の資産譲渡の手続き等に関する支援
- (8) 賛助会員独自の新規就農支援制度の整備及び就農後の支援体制の構築 (守秘義務)
- 第14条 賛助会員は、当法人の活動に関して開示され又は知り得た事業又は技術に 関する情報について秘密を保持し、当法人の同意なく第三者に開示し又は漏えい させ、若しくは当法人の活動を支援する以外の目的で使用してはならないものと する。

(個人情報の保護)

- 第15条 賛助会員は、当法人の活動に関して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条に定める「個人情報」をいう。以下同じ。)について、当法人の活動を支援する目的の範囲内で使用するものとし、第三者に提供、開示、漏えい又は他の目的に利用してはならない。
 - 2 賛助会員は、善良なる管理者の注意をもって、取得個人情報を厳格に管理する 義務を負い、当該取得個人情報の漏えい、紛失の防止その他の個人情報の安全管 理のために、人的、物理的、組織的及び技術的な安全管理措置を講じなければな

らない。また、取得個人情報の漏えい又は紛失が発生したとき、又は発生するお それがあるときは、直ちにその旨を当法人に連絡しなければならない。

(反社会的勢力への対応)

- 第16条 当法人は、賛助会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をする ことなく、賛助会員に対して、賛助会員資格の取消をすることができるものとす る。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を していると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、暴力 的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
 - 2 当法人は、賛助会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する 行為をした場合には、何らの催告をすることなく、賛助会員に対して、賛助会 員資格の取消をすることができるものとする。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、また は当法人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 - 3 賛助会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に 実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該 当しないことを確約するものとする。
 - 4 当法人は、本条の規定により、賛助会員資格の取消をした場合には、賛助会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、賛助会員はその損害を賠償するものとする。

(免責事項)

- 第17条 当法人は、当法人の故意又は重大な過失による場合を除き、当法人の活動により賛助会員に損害が生じた場合であっても、当該損害を賠償する責任を負わないものとする。
 - 2 賛助会員が他の賛助会員又は第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は 自己の責任と費用をもって解決し、当法人に損害を与えることのないものとし する。
 - 3 賛助会員が本規約に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当法

人に損害を与えた場合、当法人は当該賛助会員に対して当該損害の賠償を請求 することができる。

(管轄裁判所)

第18条 当法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。ただし、協議によっても解決せず、訴訟又は調停の必要が生じた場合は、当法人の所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(賛助会員規約の変更)

第19条 本規約は、当法人の運営のために必要と判断される場合、理事会の議決 をもって変更することができる。

(法令の準拠)

第20条 本規約に定めのない事項は、定款その他当法人の規定の他、一般社団法 人及び財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以下、余白